

RULES OF CONDUCUT 利用規則·宴会約款

ロワジールホテル宴会約款

当約款の適用

- 第1条 当ホテルが利用客との間で締結する宴会等(第3項で定義します。)に関する契約およびこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令または一般に確立された慣習によるものとします。
 - 2. 当ホテルが、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。
 - 3. 宴会とは、主として当ホテルの宴会場を使用して催す宴会をいいますが、当ホテルからの出張サービスによる宴会を含むものとし、そのほか、当ホテルの宴会場を使用して催す展示場・研修会等もこの約款の適用を受けるものとします。以下、これらを総称して「宴会等」といい、宴会等に関する第1項の契約を「宴会等の契約」といいます。

宴会等の申込み

- 第2条 当ホテルに宴会等の契約の申込みをされる場合は、当ホテルが定めた「宴会等申込書」に次の各事項を記入 し提出していただきます。
 - (1) 申込者及び出席者(以下両者を併せて「申込者等」といいます。)の住所・氏名・性別・国籍・電話番号・職業。
 - (2) 開催日の日時、宴会等の名称及びその内容。
 - (3) 料理及び飲み物(以下「F&B」といいます。)を用意する人数。
 - (4) 宴会等の予算額及びその支払者と支払い方法。
 - (5) その他当ホテルが必要と認める事項。

宴会等引受けの拒絶

第3条 当ホテルは、次の場合には宴会等の引き受けをお断りすることがあります。

- (1) 宴会等の申込みがこの約款によらないものであるとき。
- (2) 満室(員)により宴会場の余裕がないとき
- (3) 申込者等が、宴会等に関し法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると当ホテルが認めたとき。
- (4) 天災、施設の故障・その他やむ得ない事由により宴会等を行うことができないとき。
- (5) 申込者等が、宴会等に関し法令により集合を禁止された者に該当するとき。
- (6) 申込者等が暴力団、暴力団員、暴力団関連団体・関連企業及び関係者、その他反社会的勢力に該当する と当ホテルが認めたとき。
- (7) 申込者等が事前に関係当局より宴会等(集合)の開催が好ましくないものとして、その引受けを拒絶するよう警告があったものに該当するとき。
- (8) 申込者等が、当ホテル若しくは当ホテルの役職員等の関係者に対し、破壊、暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求等の行為を行い、あるいは、合理的範囲を超える負担を要求したとき、またはかつて同様な行為を行ったと当ホテルが認めるとき。
- (9) 申込者等が他の宴会客及び当ホテルの一般利用客に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると当ホテルが認めたとき。
- (10) 宴会等を引受けた場合第三者により宴会等の妨害、阻止のおそれがあり、当ホテルの営業に支障があると認められたとき。
- (11)宴会等に関し使用する宴会場内において供される料理類を申込者等が持ち込むとき。
- (12)ロビー等のパブリックスペースを宴会場の一部として使用するおそれがあるとき。
- (13)宴会等の代金の支払いが約定どおりされないとき。
- (14) 当ホテルが定めた利用規定に従わないとき。
- (15) その他前記各号に準ずる事由があったとき。

契約の成立等

- 第4条 宴会等の契約は、当ホテルが第2条の申込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当ホテルが 承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
 - 2. 前項の規定により宴会等の契約が成立したときは、当ホテルが定める申込金を、当ホテルが指定する日までに、お支払いいただきます。
 - 3. 申込金は、申込者の最終的に支払うべき宴会等代金に充当し、第10条及び第14条を適用する事態が生じたときは、違約金についで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第8条の規定による代金の支払いの際に返還します。
 - 4. 第2項の申込金等を同項の規定により当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宴会等の 契約はその効力を失うものとします。

前受代金

- 第5条 宴会等の契約が成立した場合、申込人が了承された見積金額から、申込金との差額に相当する前受代金を、開催日の7日までに、現金を持参してまたは当ホテルの指定する銀行口座へ振込みによりお支払いいただきます。
 - 2. 前受代金の充当の方法は、前条第3項に準ずるものとします。

契約の解除

- 第6条 当ホテルは次の場合には宴会等の契約を何らの催告なくしてただちに解除することができます。
 - (1) 第2条に定める「宴会等申込書」の内容に虚偽があったとき(履歴事項証明書等を確認する場合があります)、また期限までにそれらの事項が明示されないとき。
 - (2) 第3条第3号乃至第15号に該当することとなったとき、または該当することが判明したとき。
 - (3) 第5条の前受代金の支払いが期限までに支払いがないとき。
 - (4) 第12条の再見積が合意に至らないとき。
 - (5) その他前記各号に準ずる事由があったとき。

確定人数(費用)の通知

第7条 宴会等の申込者は当ホテルに対し、開催日の2日前までに宴会等の最終確定人数(費用)の通知をしていただきます。なお、最終人数確定後は、実際の人数がこれを下回ることがあっても通知の人数(費用)に基づく料金の支払いをしていただきます。

精算

第8条 宴会等に関する一切の費用と支払済みの申込金及び前受代金との差額は、当ホテルが特に認めた場合を除き、開催日より14日以内に現金を持参して又は当ホテルの指定する銀行口座へ振り込みによりお支払いいただきます。なお、請求金額には当ホテルの定める基準によるサービス料と法定料率による税金を含みます。

営業(使用)時間及び料金

第9条 会場の使用時間は、予め申込者と取り決めた時間内とします。申込者の都合により、予め取り決めた宴会 等の時間を超過した場合には、所定の超過料金を頂戴します。ただし、次の会場使用時間との関連で、使 用時間の超過に応じられない場合もあります。

損害倍書

第10条 宴会等の使用に際し、施設・什器・備品等の破損、紛失等により当ホテルに損害を与えた場合には、その 賠償金を支払っていただきます。

免責

第 11 条 申込者等が持ち込んだ物品や申込者等又は招待者の演出から生じた事故及びこれらの物品の盗難・破損等について、またホテル内外で生じたお客様同士での紛争・事故等に関しては、当ホテルは一切その責任を負いかねます。なお、この紛争・事故等に起因して当ホテルが被害を受けた場合には損害賠償を求めることがあります。

予約期間が長期に亘る宴会及び大規模宴会

第12条 予約期間が長期に亘る宴会及び大規模宴会については、宴会予約引受け後、開催までの期間中に経済変動 等があり価格・内容等に変更が生じた場合は、開催前に再見積し、双方確認のうえ決定させていただきま す。

利用規則の尊守

第13条 申込者等は当ホテルが別に定めた利用細則及び諸規定に従っていただきます。

違約金

第 14 条 申込者が当ホテルに帰責事由がないにもかかわらず宴会等の契約を解除する場合、または第 6 条により当ホテルが宴会等の契約を解除した場合は、当ホテルは次に定める違約金を申し受けます。

- (1) 宴会・会議・研修・展示会等の場合
 - 〇開催日の120日前から90日前まで 申込金金額、手配済のものの実費
 - ○開催日の89日前から20日前まで ご予約された宴会等のお見積金額の30% (ただし、税金・サービス料は除きます)
 - ○開催日の19日前から10日前まで ご予約された宴会等のお見積金額の50% (ただし、税金・サービス料は除きます)
 - ○開催日の9日前より前日の正午まで ご予約されたお見積金額の80% (ただし、税金・サービス料は除きます)
 - 〇開催日前日の正午から当日 ご予約されたお見積金額の100%(期日変更含む) (ただし、税金・サービス料は除きます)

- (2) ご披露宴の場合
 - 〇お申込み日から披露宴当日の89日前までの間 内金の金額と手配済みのものの実費全額
 - 〇ご披露宴の89日前から30日前までの間 ご披露宴見積総額料金の30%と手配済みのものの実費全額 (ただし、税金・サービス料は除きます)
 - 〇ご披露宴の29日前から10日前までの間 ご披露宴見積総額料金の50%と手配済みのものの実費全額 (ただし、税金・サービス料は除きます)
 - 〇ご披露宴の9日前から前日の正午までの間 ご披露宴お見積額の80%(期日変更含む) (ただし、税金・サービス料は除きます)
 - 〇ご披露宴の前日の正午から当日 ご披露宴のお見積金額の100%(期日変更含む) (ただし、税金・サービス料は除きます)
 - (1)上記は違約金額の基準額であって、特別の事情のある場合はこれを変更することがあります。
 - (2) 大幅に宴会の規模・そのほかが縮小した場合にも上記に基づき算出した金額をお支払いいいただきます。
 - (3) 手配済等による損害があった場合は違約金額とは別に損害賠償を請求させていただきます。

禁止事項

- 第 15 条 以下に規定する法令で禁じられている行為、公序良俗に反する行為及び他のお客様に迷惑のかかる行為は禁止 します。これらの禁止事項をお守りいただけないときは、宴会の継続及び館内諸施設の利用をお断りすること があります。なお、本条によりお断りをした場合も、第8条による精算金をお支払いいただきます。
 - (1) 高声・放歌や喧騒な行為及び泥酔等他人に嫌悪感を与えたり、迷惑を及ぼしたりする言動。
 - (2) 可燃物・爆発物・鉄砲・刀剣等の危険物の持ち込みその他危険な行為。
 - (3)悪臭発生物当の持込み。
 - (4) 盲導犬、介助犬、聴導犬以外の動物鳥類の持込み。
 - (5) 宴会場・ロビーその他の諸設備・諸物品をその目的以外の用途に変更すること。
 - (6) 当ホテルの承認のない備品等の移動、損傷・汚損。
 - (7) 当ホテルの承認のない物品・サービス等の販売・組織等への加入の勧誘・広告物・宣伝物の展示及び配布。
 - (8) 屋上・塔屋・機械室等の客用施設以外への立入り。

個人情報の取扱い

第 16 条 申込者等の個人情報は、当ホテルにおいて厳重かつ適正に管理いたします。

また以下の目的以外には利用いたしません。

- ・宴会等に関する予約や申込みに関する業務遂行
- ・ 宴会等の予約や申込みに関する業務遂行
- ・宿泊会員、スポーツクラブ・SPA 会員等、会員組織の運営業務
- 各種資料のお届け
- ・お客様からのお問い合わせに対する、関連内容を照会した際の回答
- ・希望されたお客様へのEメール配信およびDMサービスによる情報のお届け
- 緊急なお知らせがある場合などのお客様への連絡
- ・懸賞賞品などの物品のお届け
- ・当ホテルの利用状況の把握及びサービスの企画・向上のための集計・分析
- 2. 当ホテルは、申込者等の個人情報を、以下の場合を除き、申込者等ご自身の同意なしに第三者に開示・提供することはありません。
 - ・申込者等に所定のサービスの実施に必要な事務を委託するために個人情報保護を誓約した事務処理会社に 必要最低限の情報を提供する場合
 - ・法令により開示を求められた場合

その他

第17条 当ホテルの利用者には次の各事項も予めご了承いただきます。

- (1) 施設及び景観の保全・維持管理等に伴い、建物・植栽・室内の装飾品・器具・備品類の変更や修繕を行なう場合があります。
- (2)披露宴等にご出席のお客様が、当ホテルの駐車場をご利用される場合、当ホテルは場所をお貸しするものであって、車両の管理責任を負うものではありません。

利用規則

- (1) 当ホテル内にて供された料理の持帰りは、保険衛生上の理由によりお断りいたします。
- (2)装飾物・飲物の持込み等は、当ホテルの承認を要します。また、この場合は当ホテルが定める持込料をいただきます。
- (3) ロビー等のパブリックスペースの使用及びそれらの場所に展示・表示板等を設置する場合は当ホテルの承認を必要といたします。
- (4) 宴会場及びクロークにてお預かりした物品(現金・貴重品等はお預かり致しかねます)の保管は、ご指定のない限り宴会終了後10日までとさせていただきます。上記期限内にお引取りのないものは、お引取りの意思がないものとみなして処置させていただきます。
- (5) 上記の他必要に応じて諸施設のご利用につき禁止制限等の処置を取らせていただく場合がありますが、この場合 当ホテルの指示に従っていただきます。

上記約款を遵守することを誓約いたします

年 月 日

住 所:

会 社 名: (団体名)

代表者名: 印

TEL: